

2021年5月24日

学 生 各 位

学 生 課 長

「緊急特別無利子貸与型奨学金」の出願について

このことについて、出願を希望する場合は、下記を確認し、学生課生活支援係(学生課4番窓口)へ申し出てください。

記

〔対 象 者〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世帯収入やアルバイト収入等が大幅に減少し、経済的に困難な学生(学部生・大学院生)

〔要 件〕

以下の全てにあてはまる必要があります。

- a. 日本学生支援機構 第二種奨学金の基準(人物・学力・家計)を満たしていること
- b. 申込時点で、第二種奨学金の貸与を受けていないこと
- c. 家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間150万円未満であること)
- d. 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高いこと
- e. 本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(新型コロナウイルス感染症拡大前より50%以上減少)したこと

〔貸与期間〕

「緊急事態宣言」又は「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、アルバイト収入が大幅に減少した月以降で希望する月から2022年3月まで(2021年度限りの貸与)

〔貸与金額(貸与月額)〕

学 部：2～12万円(1万円単位で選択)

大学院：5万円, 8万円, 10万円, 13万円, 15万円から選択

〔申出期限〕

家計が急変し、上記の要件を満たした時点で速やかに申し出てください。

(※申出の最終受付期限：令和3年12月3日(金)17:00まで)

〔備 考〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的な理由から学業の継続について悩まれている方は、この奨学金の要件全てにあてはまらない場合でも、学生課生活支援係(学生課4番窓口)までご相談ください。

〔担 当〕

学生課生活支援係(学生課4番窓口)

電話：0532-44-6559 メール：seikatsu@office.tut.ac.jp

※参考：日本学生支援機構HP(『緊急特別無利子貸与型奨学金』について)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/kinkyumurishi.html>